

同時発表：警察庁

平成30年12月14日
道路局 企画課
路政課**道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の公布について
～チェーン規制に関連する改正を行います～**

冬期道路交通確保対策検討委員会(※)において、大雪時の道路交通の確保のためにいわゆるチェーン規制を実施すべき旨が示されたことを踏まえ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)の一部を改正し、本日、公布・施行しました。

※「冬期道路交通確保対策検討委員会」(<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/toukidourokanri/index.html>)

1. 概要

以下の改正をいたします。

- (1) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識の新設
- (2) 画像表示用装置に道路標識を表示する場合の背板の色に関する規定の追加

※ 詳しくは別紙をご覧ください。

2. スケジュール

公布・施行 : 平成30年12月14日(金)

※ チェーン規制の実施区間については、決定次第、別途お知らせする予定です。

3. 意見公募手続の実施結果

本命令案に係るパブリックコメントの結果、合計986件の意見が寄せられました。
※ パブリックコメントの結果については、電子政府の総合窓口(e-Gov)中「結果公示案件詳細」
をご参照下さい。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180605&Mode=2>

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力
いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ (別紙) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令について
- ・ チェーン規制についてQ & A (<http://www.mlit.go.jp/road/bosai/fuyumichi/tirechains.html>)

問い合わせ先

(省令の改正内容について)

道路局 企画課 課長補佐 井上 (内線37-562)

路政課 企画専門官 前川 (内線37-332)

代表番号 : 03-5253-8111 FAX : 03-5253-1618 (企画課)

直通番号 : 03-5253-8485 (企画課) 03-5253-8480 (路政課)

(チェーン規制について)

道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室 企画専門官 福本 (内線38-252)

代表番号 : 03-5253-8111 直通番号 : 03-5253-8489 FAX : 03-5253-1622

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令について

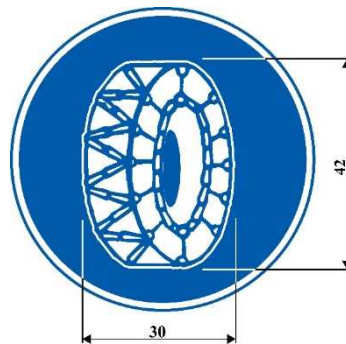
1. 改正の背景

- 大雪時における道路交通の確保を図ることを目的として、平成30年11月1日に国土交通省で開催された第4回冬期道路交通確保対策検討委員会で、大雪時の道路交通の確保のためにいわゆるチェーン規制を実施すべき旨が示されたことを踏まえ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）の改正を行うこととします。
- 大雨等に伴う道路の保全や交通の危険の防止のために一時的に通行の禁止又は制限を行う場合等において、可変式の道路標識を活用するニーズは高まっております。また、近年のLEDを用いた電光表示は、表示できる画像の色彩や精度が向上し、多彩な表現で分かりやすく画像を表示することが可能なことから、大雨等の発生に合わせて電光表示により速やかに道路標識を表示できるよう、同命令の改正を行うこととします。

2. 改正の概要

(1) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識の新設

タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識を新設することとします。



「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」(310-3)

(2) 画像表示用装置に可変式の道路標識を表示する場合の背板の色に関する規定の追加

可変式の道路標識を設置する場合における背板の色に関する規定中に、画像表示用装置に道路標識を表示する場合における背板の色に関する規定を追加することとします。

(3) その他

その他所要の改正を行うこととします。